

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	新潟県立十日町看護専門学校（仮称）
設置者名	新潟県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	51 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページ上で公開 http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	新潟県立十日町看護専門学校（仮称）
設置者名	新潟県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価会議
役割	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価結果を評価し、改善意見や助言を表明する。 2020年4月1日までに、外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程の整備を確実に実施する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
新潟県立新発田病院附属看護専門学校 教頭	2020年～2022年	看護専門学校において、看護教員としての実務経験を有する者
新潟県立吉田病院附属看護専門学校 教頭	2020年～2022年	看護専門学校において、看護教員としての実務経験を有する者
（備考） 2020年4月1日までに、学校関係者評価会議についての規程を整備するとともに、複数の外部人材の選任を確実に実施し、体制を整える		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	新潟県立十日町看護専門学校（仮称）
設置者名	新潟県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>○教頭及び教務主任が次の事項を定めた授業計画案を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の方法、授業の内容、年間授業計画、到達目標、成績評価の方法（成績評価の基準は学則に規定） <p>○学校長、副学校長、教務主任、専任教員で構成するカリキュラム検討会議において決定</p> <p>○授業科目のシラバス一覧</p> <p>毎年4月に本校のホームページに公表するとともに、学生に学生便覧として配付する</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>学校ホームページ上で公開</p> <p>http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>各学生の学修成果に基づき、あらかじめ認定した成績評価の方法・基準により、厳正かつ適正に単位認定を実施する。</p> <p>○講義・演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位認定は試験（筆記、実技、論文等）をもって行い、試験の合格者に所定の単位を与える ・ 受験資格は各授業科目時間数の3分の2以上の出席があることとする。 ・ 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする ・ 技術試験のある科目の点数は筆記試験70点、技術試験30点の配分とする。 <p>○実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各実習科目の評価表に基づき評価し合格者に所定の単位を与える。 ・ 単位認定に必要な出席時間数は各実習時間数の5分の4以上であることとする ・ 成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。 ・ 基礎看護学実習Ⅱを履修する者は、当該科目の履修に先立って、基礎看護学実習Ⅰの科目の単位を取得しておかなければならない。 ・ 専門分野Ⅱ及び統合分野の臨地実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅰ全ての科目の単位を修得しておかなければならない。 ・ 統合実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅱ全ての臨地実習及び在宅看護論実習の単位を修得しておくか又は修得見込みでなければならない。 	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>○履修に関する規程において、履修科目の成績評価及び点数を定めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な指標の算出方法 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する(100点満点で点数化) 	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>学校ホームページ上で公開 http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学校長、副学校長、事務長、教務主任、専任教員をもって構成する卒業認定会議において卒業要件を満たしていると認める者について、学校長が卒業を認定する。</p> <p>○卒業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修業年限が3年以上6年以内であること ・授業科目について103単位すべてを修得していること ・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと 	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>学校ホームページ上で公開 http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	新潟県立十日町看護専門学校（仮称）
設置者名	新潟県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		専門課程	看護学科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	103 単位	80 単位	単位	23 単位	単位	単位
		単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		人	人	人	人	人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
○教頭及び教務主任が次の事項を定めた授業計画案を作成 ・授業の方法、授業の内容、年間授業計画、到達目標、成績評価の方法（成績評価の基準は学則に規定）
○学校長、副学校長、教務主任、専任教員で構成するカリキュラム検討会議において決定
○授業科目のシラバス一覧
○毎年4月に本校ホームページにて公表するとともに、入学生に学生便覧として配付
成績評価の基準・方法
（概要） 各学生の学修成果に基づき、あらかじめ認定した成績評価の方法・基準により、厳正かつ適正に単位認定を実施する。
○講義・演習 ・単位認定は試験（筆記、実技、論文等）をもって行い、試験の合格者に所定の単位を与える ・受験資格は各授業科目時間数の3分の2以上の出席があることとする。 ・成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする ・技術試験のある科目の点数は筆記試験70点、技術試験30点の配分とする。

<p>○実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各実習科目の評価表に基づき評価し合格者に所定の単位を与える。 ・単位認定に必要な出席時間数は各実習時間数の5分の4以上であることとする。 ・成績の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。 ・基礎看護学実習Ⅱを履修する者は、当該科目の履修に先立って、基礎看護学実習Ⅰの科目の単位を取得しておかなければならない。 ・専門分野Ⅱ及び統合分野の臨地実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅰ全ての科目の単位を修得しておかなければならない。 ・統合実習を履修する者は、当該科目の履修に先立って、専門分野Ⅱ全ての臨地実習及び在宅看護論実習の単位を修得しておくか又は修得見込みでなければならない。
卒業・進級の認定基準
(概要)
○卒業
<ul style="list-style-type: none"> ・修業年限が3年以上6年以内であること ・授業科目について103単位すべてを修得していること ・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと
学修支援等
(概要)
<ul style="list-style-type: none"> ・成績不振者やメンタル不調者について、教務会議及び臨地実習評価会議において、全教員で情報を共有するとともに、指導方法を協議し、個別に対応する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	70,000 円	166,800 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
一定の所得要件に該当する者について、授業料、入学考査料又は入学料の全部又は一部の納付を免除する。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価会議において、学校運営評価及び授業評価 (学生による授業評価、教員による学校評価) を審議する。 ・学校評価を行う教員は、教頭・教務主任・専任教員とする ・学校評価の項目は、①教育理念・目的、②教育目標、③教育課程経営、④教授・学習・評価過程、⑤経営・管理課程、⑥入学、⑦卒業・就業・進学、⑧地域社会/国際交流、⑨研究とする ・学生による授業評価は、別途様式を定める		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
新潟県立新発田病院附属看護専門学校 教頭	2020年～2022年	看護専門学校において、看護教員としての実務経験を有する者
新潟県立吉田病院附属看護専門学校 教頭	2020年～2022年	看護専門学校において、看護教員としての実務経験を有する者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 2020年度から評価を確実に公表する		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<http://www.pref.niigata.lg.jp/byoingyomu/1356912157337.html>